



栃木県公報

平成26年
10月28日(火)
号外
第62号

目次

規則

- 栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正…………… 1
- 栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例施行規則の廃止…………… 1

規則

栃木県規則第五十号

栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十六年十月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例施行規則（昭和五十六年栃木県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二階事務室の項の次に次のように加える。

8 階事務室	157,000円
--------	----------

附則

この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。

(産業政策課)

公安委員会

栃木県公安委員会規則第七号

栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。
平成二十六年十月二十八日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信勝

栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例施行規則を廃止する規則

栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例施行規則（平成二十五年栃木県公安委員会規則第六号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。